

【宮城県】 二次医療圏毎の新規指定保険医療機関数（医科）

※主たる標榜診療課別（平成29年4月1日～令和2年3月31日指定分）



③大崎・栗原医療圏

内科	2
麻酔科	1
合計	3

④石巻・登米・気仙沼医療圏

内科	5
消化器内科	1
整形外科	1
泌尿器科	1
合計	8

①仙南医療圏

内科	1
精神科	1
整形外科	1
合計	3

②仙台医療圏

内科	33	耳鼻咽喉科	3
胃腸内科	1	眼科	4
循環器内科	1	小児科	4
人工透析内科・ 腎臓内科	3	精神科	4
消化器内科	2	心療内科	1
外科	1	整形外科	6
形成外科	1	リハビリテー ション科	1
美容外科	1	泌尿器科	1
乳腺外科	1	皮膚科	8
呼吸器内科	1	婦人科	1
		合計	78

・二次医療圏：医療法において、主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域。
 ・厚生労働省保険医療機関等管理システム「新規指定医療機関一覧表（平成29年4月1日から令和2年3月31日 医科 指定分）」より作成。